

(令和6年2月2日発表)

## 職員の懲戒処分の発令について

◆ 発令日	令和6年2月2日（金）
◆ 内容など	本日、別紙資料のとおり、職員を懲戒処分としたので、当該処分の内容等について公表します。

別紙資料 有

**【問合せ】**

消防総務課（消防局庁舎3階）

担当 白鳥

電話 054-280-0132

## 職員の懲戒処分が発令について

令和6年2月2日付けで、下記職員に対し懲戒処分を発令しました。

### 記

1 該当職員

消防局 一般職員 30代 男性

2 事案の概要

令和4年8月13日に静岡市葵区呉服町二丁目で発生した建物火災において、進入隊員1名が行方不明となり殉職するという事案が発生した。

該当職員は、隊員を濃煙内へ進入させる際に、静岡市消防局警防活動基準に基づき、命綱等で身体を結着させる必要があったが、当該基準とは異なる方法で（ロープを用いずに）進入するよう指示した。

3 懲戒処分の事由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号  
（法令等に従う義務違反、職務上の義務違反）

4 懲戒処分の内容

減給6箇月

5 懲戒処分年月日

令和6年2月2日

#### 【消防局長コメント】

このような消防活動中の事故を再び発生させることがないように、職員一人ひとりに対して、安全最優先の意識を浸透させ、組織をあげ安全文化醸成の一層の強化に努めてまいります。

また、市民の皆様からの信頼が回復できますよう全力で取り組むとともに、ご遺族に対しましては、組織として誠意をもって対応してまいります。

令和6年2月2日

静岡市消防局長 いけだ よしあき  
池田 悦章

※ ご遺族の意向により、ご遺族への取材はお控えいただきますようお願い致します。

#### 連絡先

静岡市消防局 消防部 消防総務課

電話番号 054-280-0132